

2024-2025 年度 事業報告書

2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日

公益財団法人公益推進協会

(公益目的事業1)

●民間公益活動を推進支援するための基金の管理運営事業

<事業の趣旨>

民間の非営利団体、特に特定非営利活動法人は法人の構成員に対する経済的利益の追求を行わずに、実質的にも形式的にも利益の分配や財産の還元を行うことを制限されている。

また、非営利活動に係る事業以外の事業の収益は、非営利活動に係る事業のために使用することが原則であり、このような制度的な面からも潤沢に資金を持つ法人は少なく、また十分な費用負担能力がなく、さらに事業収入が不安定であることが多い。

よって、非営利団体や非営利活動を行う者にとって、活動を円滑に行うために個人や企業からの寄付や助成財団からの助成金が、重要な事業収支の不足分を補てんする「原資」となる。

そこで、当事業においては、個人や企業の持つ財産を公益的な社会貢献活動等に活用するために、寄付希望者や遺贈希望者と信頼関係を構築したうえで寄付を受け入れ、それぞれの基金(マイ基金)を設置し、1 年から数十年に渡りその基金の管理運営を行う。そして、寄付者が望む公益的な社会貢献活動等に助成を行うことによって、草の根レベルでの活動資金の獲得と循環を促進させ、もって、全国の公益的な社会貢献活動等をより一層促進させる、文字通り「公益推進」を事業の趣旨とする。

また、生活困窮等の理由により学業継続が困難な学生等又は文化・芸術・スポーツ等一芸に秀でている者に対して奨学金を支給し、学生等の生活援助と学業支援に寄与することを趣旨とする。

<事業の内容>

① 基金の募集

全国の公益的な事業や社会貢献に関心のある個人・企業等に対して、ホームページや広報物等による情報提供等を行い、広く一般市民や企業への普及を図った。

近年、特に遺贈に関する申し込みや問い合わせが増えているので、信託銀行や証券会社、税理士法人、終活関連団体等に積極的に PR して、寄付予備軍の発掘や寄付希望者への助言説明を繰り返し行い、急増する遺贈の申込につなげることができた。

② 基金の受入準備及び基金の管理運営

寄付をいただいた又は遺贈などで将来いただく予定の人々との密接な関係を構築し、寄付金の希望やマイ基金の受け入れを行うとともに、基金を安全にかつ厳重に管理した。

③ 助成事業の実施

いただいた寄付金を、寄付者の意志や遺志に従い、公益的な事業を行う団体や社会貢献活動を行う個人や奨学生に対して、助成や表彰等を行うとともに、それと並行して助成募集方法の改善及び選考方法を充実させた。また、助成先団体による成果発表会の開催やさらに研究助成等の調査研究を行うなど、今後の助成事業の充実のため結果分析を重視した事業を行った。なお、助成や奨学金を受けた団体や個人から、収支報告や実施報告等を徴収し、寄付者に報告を行うことで、さらなる寄付につなげて、寄付社会の醸成を図った。

(事業の対象)

広く一般市民、企業、非営利団体やその職員を対象に基金の原資となる寄付金を募った。また、募集や遺贈で集まった寄付金等については、民間の非営利活動を展開する非営利団体や奨学生等を広く対象として助成金や奨学金を支給した。

(事業実施のための財源)

財源はすべて寄付者や遺贈者からの寄付金とその運用益を原資とした。

(事業に必要となる建物等の主な資産)

特に必要な施設等はない。全国の寄付希望者宅や銀行、証券会社の窓口、公証役場、学校等に訪問するが、事務的作業は法人の事務所等で行った。

(事業の受託、委託等がある場合はその内容)

事業の委託、受託等はなかった。

(補助金等が交付されている場合の交付者等の内容)

補助金等の交付はなかった。

（公益目的事業2）

●寄付として受け入れた物品等の展示・公開・管理運営事業

＜事業の趣旨＞

マイ基金として受け入れた寄付のうち、芸術作品、美術品、不動産等については、それをさらに受け入れることができる適切な助成先がない、若しくは見つけるのが困難な場合もある。

こうした時に、その芸術作品や美術品等を眠らせておくことは、寄付者の意思や遺志に反する。

よって、本財団自らが、これを一般市民に広く公開するような展示・公開事業を行うほか、不動産等の公益的な管理活用を推進し、さらなる公益の増進を図る。

＜事業の内容＞

① 芸術作品、美術品、不動産等の受け入れ

全国の公益的な事業や社会貢献に関心のある個人・企業等から芸術作品、美術品等を受け入れた。

② 芸術作品、美術品、不動産等の展示、公開、管理

芸術作品、美術品等を安全にかつ厳重に管理し、日本全国の美術館や学校などに貸し出し、子どもからお年寄りまで、一人でも多くの方に最先端の現代アートに触れていただく、鑑賞教育の機会を提供した。

（事業の対象）

広く一般市民を対象とした。

（事業実施のための財源）

財源はすべて寄付者からの寄付を原資とした。

（事業に必要となる建物等の主な資産）

芸術作品、美術品等に関しては、美術館や学校からの依頼を受けて、貸出を行い、依頼先の会場等で展示してもらった。一部の美術品は自社保有の倉庫で保管するが、価値の高い美術品に関しては、保管するための美術品専門の倉庫を賃貸して保管した。その他事務的な作業については、法人の事務所で行った。

（事業の受託、委託等がある場合はその内容）

主な事業の委託、受託等は特にないが、美術品等の管理や運搬等については専門業者に依頼した。

（補助金等が交付されている場合の交付者等の内容）

補助金等の交付はなかった。